

論点案（たたき台）

2（1）総括的な事項

- 企業会計との関係
 - ・ 地方公会計の考え方として、①企業会計と完全に別個のものをつくるのか、②企業会計をそのまま適用するのか、③企業会計をベースとしながら公会計固有の論点を整理する手法をとるのか、どの立場で考えていくのか。
- 議論の範囲・程度
 - ・ I P S A S のような概念フレームワーク的な議論か、個別の実務を含めて細かい点まで議論するのか、どのレベルでの議論を行うか。
- 財務業績
 - ・ そもそもの財務書類が示す財務業績とは何かということを考えるべきではないか。
- 行政コスト計算書の作成意義
 - ・ 資産・債務改革の流れから、貸借対照表の整備の必要性が強調されるが、行政コスト計算書の作成意義を考えるべきではないか。
- 純資産変動計算書の作成意義
 - ・ 企業会計との違いという観点からも、会計処理や表示方法も含めて、純資産変動計算書の作成意義を考えるべきではないか。
- 財源仕訳の必要性及び仕訳方法
 - ・ 現行モデルでは、台帳整備の際に財源別の情報を必要としているが、財源仕訳の必要性及び仕訳方法についてどのように考えるか。

2（2）個別的な事項

① 会計基準の前段階の事項

- 複式簿記の導入
 - ・ 複式簿記（日々記帳）の必要性について、検証可能性の確保等の観点も踏まえ、どのように考えるか。
- 固定資産台帳の整備
 - ・ 固定資産台帳の整備を進めていくためにはどのようにすればよいか。

② 会計基準に係る事項

- 有形固定資産の評価基準の取扱い
 - ・ 有形固定資産の評価基準（公正価値・取得原価等）について、どのように考えるか。

- **税収の取扱い**
 - ・純資産変動計算書に計上（基準モデル・総務省方式改訂モデル）
 - ・行政コスト計算書に計上（東京都方式・大阪府方式）
- **補助金収入の取扱い**
 - ・純資産変動計算書に計上（基準モデル・総務省方式改訂モデル）
 - ・固定資産を取得するための補助金は正味財産変動計算書に計上、それ以外は行政コスト計算書に計上（東京都方式）
 - ・行政コスト計算書に計上（大阪府方式）
- **減価償却の取扱い**
 - ・事業用資産は行政コスト計算書に計上、インフラ資産は純資産変動計算書に計上（基準モデル）
 - ・行政コスト計算書に計上（総務省方式改訂モデル・東京都方式・大阪府方式）

2(3) 上記以外の事項

- **基準設定主体**
 - ・基準設定主体について、どのように考えるか。
- **地方団体の規模の違い**
 - ・地方団体の規模の違いについて、どのように考えるか。
- **地方団体の連結財務諸表の取扱い**
 - ・地方団体全体での財政状態、経営業績を把握する観点から、地方団体全体に係る連結について、どのように考えるか。
- **国と地方の連結の取扱い**
 - ・国と地方の連結について、どのように考えるか。
- **地方公営企業法の財務規定の適用範囲拡大との関係**
 - ・今後の新地方公会計の推進に向けたロードマップを考えるにあたり、地方公営企業法の財務規定の適用範囲拡大との関係をどのように考えるか。
- **作成・公表時期**
 - ・作成や公表時期について、一定の縛りを設けるべきか。
- **システム構築・メンテナンスコスト**
 - ・クラウドの活用等によるシステム構築やメンテナンスコストの問題について、どのように考えるか。
- **財務書類作成・運用上の課題**
 - ・財務書類を作成しても必ずしも課題の解決には結びつかないという組織的・構造的な問題について、どのように考えるか。
 - ・財務書類を経常的に運用していく中での活かし方や限界等について、どのように考えるか。